

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

姫路市観光案内所管理運営システム構築等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 姫路市観光案内所管理運営システム構築等業務
- (2) 履行場所 姫路市観光案内所（観光なびポート）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日まで
- (4) 業務概要 以下に掲げるシステムの要件整理、設計、機器（ハードウェア）及びシステム（ソフトウェア）の導入、ネットワークの構築 一式
 - ・映像・音声コンテンツ管理システム
 - ・来所者数把握システム
 - ・防犯カメラ管理運営システム
- (5) 最低制限価格 無

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により令和7年度の姫路市業者登録名簿に登録される予定であり、かつ、次の全てに該当する者
 - ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「システム開発・運用」において競争入札に参加する資格を有する者
 - イ 法人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 組合とその組合員

(4) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年（2025年）4月21日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030400.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類提出の際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 第2項第3号イに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本に限る。）

ウ 関連企業申告書

(2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	令和7年（2025年）4月7日から同年4月21日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
受付場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市観光経済局観光コンベンション室（以下「観光コンベンション室」という。）姫路市役所 本庁舎9階 電話番号 079-221-1500

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年4月24日を目途に、確認通知書により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は入札参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和7年4月30日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、観光コンベンション室に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

5 書類の作成及び提出について

(1) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出する書類に係るファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成したファイルを保存する形式は、次のとおりとする。ただし、ファイルを保存するときに損なわれる機能は使用しないものとする。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式
Microsoft Word	Word2010形式以下
Microsoft Excel	Excel2010形式以下
PDF	Acrobat11以下

(3) 提出する書類に係るファイルを次に掲げる形式で作成するときは、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は、認めない。

ア LZH形式

イ ZIP形式

(4) ウイルスに感染したファイルの提出は、認めない。

(5) 提出された書類は、返却しない。

6 仕様書等の閲覧期間及び場所

閲覧期間	公告の日から令和7年（2025年）5月9日まで
閲覧の場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030400.html)

7 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、質疑書の内容に参加希望者を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和 7 年（2025年） 4 月 3 0 日 午後 5 時まで
送信先	kanko@city.himeji.lg.jp
質問回答 開始日時	令和 7 年（2025年） 5 月 7 日 午後 1 時から
質問回答を示 す場所	姫路市ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030400.html)

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を 示す期間	公告の日から令和 7 年（2025年） 5 月 9 日まで
契約条項を 示す場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030400.html)

9 入札方法等

- (1) 本入札は、制限付一般競争入札により行う。
- (2) 入札書は、指定する様式を使用すること。
- (3) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

10 入札及び開札の日時等

入札及び開札の日時	令和 7 年（2025年） 5 月 9 日 午後 2 時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所 東館 1 階 入札室

11 入札に関する条件等

- (1) 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
- (3) 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載し

た制限付一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）により入札参加を認められた者がした入札、無効の入札参加申込書等を提出した者のした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

オ 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低入札金額と同額又はこれを超えた入札

カ 入札書に記名押印のない入札

キ 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

ク 金額を訂正した入札

ケ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札

コ 前項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札

(2) 第2項第7号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1.3 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除する。

(2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.4 落札者の決定

(1) 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内である入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

(2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 落札者は契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

1.5 再度の入札に関する事項

(1) 再度の入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度の入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は、参加できない。

1.6 契約予定日

令和7年5月12日

1.7 その他

(1) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加申込書が無効とする

ともに、指名停止を行うことがある。

- (2) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加申込書等の提出後においては、原則として入札参加申込書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 予定価格は、非公表とする。
- (6) 現場説明会は、行わない。